

2021 年 12 月 27 日

文 京 区 長 成澤廣修 様
文 京 区 総 務 部 長 吉岡利行 様
同ダイバーシティ推進担当課長 増田密佳子 様

男女平等参画推進計画・女性活躍推進計画・配偶者等暴力防止基本計画
(2022 年度～2026 年度)
素案に対する意見

文京区議会政策研究女性議員連盟

コロナ下にあり、区民の健康と暮らしを守るためにご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。コロナ禍は女性に深刻な状況をもたらし、国や自治体が掲げる男女平等政策の遅れが顕在化しました。これまで以上に政策の充実と実現が求められます。

文京区議会政策研究女性議員連盟は、標記の計画について所管より説明を受け、意見集約を図りました。ご検討いただき、よりわかりやすい、質の高い計画の策定とその実行が図られますようお願い申し上げます。

1. 総論

(1) 表紙について

タイトルに「女性活躍推進計画」・「配偶者等暴力防止基本計画」を列記するのではなく「文京区男女平等参画推進計画」とし、男女平等参画推進計画の中に上記 2 計画を内包することを対応するページ数を明記してください。

例：P3「Ⅱあらゆる人の職業生活における活躍の推進」(P51～p59)

「Ⅲあらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体健康支援」(P77～p88)

理由：列記であると、3つの計画が個別に順に出てくるものと間違いやすい。

例えば、アカデミー推進計画では、スポーツ分野に関しては「スポーツ基本法第 10 条に基づく「地方スポーツ推進計画」として、文化芸術分野に関しては、文化芸術基本法第 7 条の 2 に基づく「地方文化芸術推進基本計画」として位置づけることを記しているのみで表紙には掲げていません。

(2) 区民調査の使い方について

①調査結果を記述する際は、前回とどう変わったかを記載すると分かりやすい。

例：P2 固定的な性別役割の意識はやや薄れ(○%→○%)

②P14 計画策定の背景 4 文京区の取組：文京区男女平等推進計画の改定に当たっての中に、「文京区男女平等に関する区民調査報告書」をまとめたところがあるが、調査の概要（対象者、抽出方法、調査方法、調査機関、回収率など）が記載されていないため、どのような計画かわからない。区民調査についての説明を加えてください。また、区民意識調査の結果を踏まえたものです」は「区民調査」が適切と考えます。
※現計画（2017～2021 年度）P16 参照

③中項目では「区民調査では」「区民調査によれば」で始まる文章が 7 項目あるが、中項目は区民調査だけから導き出されるものではありません。中項目として掲げることがなぜ必要か、策定の意思がわかるよう記述してください。「区民調査」で始まる文章の構成等を再考してください。cf. p 41、p63、p77

④区民調査をもとに多くの記述が行われているが、 unnecessary グラフが多く、かえって本文が埋没しまう恐れがあります。表や図やグラフは本文を補強するために用いてください。また、グラフから読み取ったものが書かれていないものは省き、必要なものだけに絞ってください。
参考までに、p 56 の図 II-6、p 78 図 III-7 の記述は本文中にありません。

(3) 計画の体系について

- ①P17～20 計画事業数・目標値を、前回よりどう増やしたかを明示してください。
（事業数） 128 → 137（例えば p17 計画の体系の横に入れる）
（目標値） 24 → 32（例えば p21 施策の方向性に対する目標と成果指標の横に入れる）
- ② 追加された計画事業は、番号に色をつけるなどわかりやすくしてください。

(4) 「ジェンダー平等」「男女平等参画」の用語の巻末に掲載予定のことと思いますが、本計画ではどのように区別して用いられているか、意図するところを区民にわかりやすく説明してください。

2. 各論

P7 第 2 章 計画策定の背景

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

女性の雇用への影響、経済的困窮、DV 相談数の増加は本文に記述されているが、自殺者の増加については記述されていないため以下を加筆してください。

- ・女性の自殺者数の増加、防止対策の強化

P24 2 施策の方向性に対する目標と成果指標

中項目4 人権の尊重と自立への支援

成果指標「男女平等センターの相談件数」

相談件数の上昇がどのように人権の尊重と自立支援につながるのかの論理的説明
と 799 件→1000 件という数値目標の設定根拠を加筆してください。

P31 事業番号 5 性に関する指導の充実⇒事業番号 5 性に関する教育の充実 に修正。

事業概要：発達段階に応じ、科学的な「包括的性教育」(生殖に関する正しい知識、人権、コミュニケーション、性被害、性自認・性的志向等を含む)を実践する…

理由：現在、学校での性教育は学習指導要領に沿って性に関する正しい知識を主に教えていますが、子ども達の成長のためには国際基準である「包括的な性教育」が必要であり、包括的性教育はセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを確立するために重要な概念です。学習指導要領は、おおよその教育内容を定めた大綱的基準であり、記載されていない内容を子どもたちに教えることが直ちに違法とはならないと最高裁でも確認をされており、文京区としても包括的性教育は必要です。

P33 STEM 教育とは？

⇒STEM 教育とは？

「Science, Technology, Engineering and Mathematics の略で、科学、技術、工学、数学などの各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくために、教科横断的に学び、社会や創造性と密接に結びついた教育です。」と書き加え、用語の説明だけでなく、教育の内容を加えてください。

P33 理工チャレンジとは？

⇒理工系分野に興味がある女子中高生、女子学生が、将来の自分をしっかりイメージして進路選択（チャレンジ）することを応援するための内閣府の取組です。

理工系分野が充実している大学や企業、イベント情報、理工系分野で活躍する女性からの紹介などを行っています。

文京区は、区に勤務する専門職の女性職員のメッセージを掲載することにより、この取組に参加しています。

理由；内容をより分かりやすくするため、「区は」を「文京区は」とし、改行してください。

P40 事業番号 21

⇒事業概要：より良い公共サービス

→ソフト・ハード両面において、より良い公共サービス

理由：下線部分を加筆すること。LGBTQ や障害者等を含めた施設等の最先端のバリアフリー環境整備を進める必要があります。

P41 4 政策・方針決定過程における男女平等参画

図 I-9「区の委員会・審議会等における女性の参画率」の出典を明記してください。

P43 (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

事業番号 24 「委員会・審議会等への区民参画制度の充実」に拡大目標値を記入してください。

現計画 P74 参照

- ・審議会の男女比：男女いずれかの性が4割未満とならないこと
- ・公募委員の比率：25%以上

P44 5 地域社会における男女平等参画

- ① 固定的性別役割分担や役員についてのアンコンシャス・バイアスの記述が必要です。

理由：本文中には「参加しやすい工夫」「男女の意見やニーズの反映」「役員を担う女性の少なさ」を挙げているが、地域社会で男女平等を妨げているのは、固定的な性別役割分担や女性は役員に向かないというアンコンシャス・バイアスであるので、それらを記述し、改善に取り組む方向性を示してください。

- ② グラフ分析の訂正

13行目「男女平等センターの認知度は前回より調査よりも低く、34.9%となっている状況です。図 I-14」と記述されているが、「男女平等センターがあることを知らなかった」を用い、前回調査 55.8%、今回調査 57.7%で認知度は低くなったと修正してください。そもそも認知度と利用率はイコールではありません。

p 45 事業番号 28

⇒事業名：ボランティア・地域活動の広報・周知と参加支援

理由：地域・社会活動に「参加したことがない」方が半数を超え、その理由が「どのような活動があるか分からない」が3割。とすれば、活動支援だけではなく「広報・周知」が必要なので、下線部のように修正ください。事業概要にも沿った表現になります。

P54 図 II-4 家事における役割分担

区民調査報告書 P31～33 では、介護に関する調査も行っているため、その結果を掲

載し、さらにジェンダー問題を示すグラフを使用してください。

理由：使用しているグラフは、区民調査の図表13 家庭における役割分担（男女別）であるが、炊事・洗濯・掃除に比べ、介護を担う女性は13.4%と少ないです。しかし、図表14 家庭における役割分担（男女別）【行っていない、無回答を除く】からは、介護を担っている女性は57.7%ととても多いことが分かります。当該問題における固定的役割分担の現状を示し、ジェンダー平等に繋げるグラフの使用が望ましく考えます。

P60 (3) 保育環境の充実

事業番号56 事業名「保育園障害児保育」があるが、「障害児通所」や「放課後デイサービス」についての記述がないため、加筆してください。

P63 2 自ら能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進

2行目

⇒ジェンダー平等、ワーク・ライフ・バランスとともにディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現に取り組むことが重要です。

下線部分を加筆してください。

P70 1 配偶者からの暴力の根絶と支援 【配偶者等暴力防止基本計画】

DVの多くはジェンダーに基づく暴力であり、被害者は圧倒的に女性であることの深刻さが確認できる現状を捉えた記述から始めてください。

理由：書き出しが、新型コロナウイルスで配偶者暴力や性暴力の増加・深刻化が記述されて始まっているが、配偶者からの暴力（DV）の歴史は古く、DVの多くはジェンダーに基づく暴力であり、被害者は圧倒的に女性です。コロナや男性被害者についての説明に先立って、女性が主な被害者であるという認識が伝わる文に書き直すこと。現計画P56の方が、よりDVの現状を表しています。女性の被害が圧倒的に多いことはグラフからも読み取れます。

p74 (2) 早期発見と相談体制の充実

事業番号91⇒事業概要：要配偶者暴力防止法で努力義務とされた、配偶者暴力相談支援センターを身近な相談窓口として周知を図るとともに、機能の充実を図る。」

理由：区民調査図Ⅲ-5からも、文京区配偶者暴力相談支援センターの認知度は他の相談機関と比べ低いからです。

P77 2 あらゆる暴力の根絶

① 1段落4行目 下線部分を追加する。

⇒があります。デジタル性暴力や児童ポルノ、SNSに起因する誘拐と性暴力被害の

増加、就職活動中の…社会変化に合わせて柔軟に対応していく必要があります。

理由：インターネットや SNS の普及で、ネット上でのいじめや悪質な書き込みだけでなく、近年問題視される様々な事象が起きており、被害が報告されています。このため、メディアリテラシーとは異なる対応、位置づけが必要です。

① 3 段落目 6 行目 下線部分を追加する。

⇒「アウトティング」の防止も踏まえて、子ども・若年層が正しい性知識を身に着けるための「包括的性教育」や職場環境の改善…

② 4 段落目、身の周りで起こっている暴力だけでなくの前に追加

近年、高齢者や障害者など被害を訴えることが困難な方への暴力事件も相次いでいます。女性の入所者が多い高齢者施設や子ども達が多い障害者施設での暴力や虐待事件も発生しています。虐待防止のみならず、一人の人間として人格を尊重し、あらゆる人権侵害をなくすることが必要です。

P80 事業番号 101 事業概要の文章の変更と下線部分を追加

⇒子ども、若年層に対する性暴力、とりわけデジタル性暴力や SNS に起因する誘拐・性暴力等の防止に向け、広く意識啓発を行う。

理由：事業名は「子ども、若者層に対する性暴力に関する意識啓発の推進」としており、「子ども、若年層に対し、意識啓発を行う」という概要は矛盾します。近年、若年層に対する暴力は単なるいたずらから、より悪質になり被害も報告されています。

P80 事業番号 104 に「施設利用の高齢者や障害者への暴力・虐待防止のための意識啓発」、事業概要は「高齢者施設職員・障害者施設職員への研修事業を実施し、意識啓発と暴力防止を図る」を追加してください。

P81 事業番号 104 事業名「青少年を取り巻く有害環境の排除」下線部を加筆してください。

また、デジタル性暴力、児童ポルノ、SNS 被害等の防止のためのインターネットの適切な利用方法の啓発を行うとともに、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する。

P82 生涯を通じた健康支援

3 段落目

⇒性教育、生理、妊娠・出産…
と、「生理」を入れてください。

P83 (1) 性と生殖に関する健康と権利の普及啓発

⇒事業番号5 事業名「性に関する教育の充実」を再掲。

P85 4 人権の尊重と自立への支援

本文の書き出しは、大項目での人権侵害を定義づけ、なぜ人権侵害が起こるのか、区民はどう考えているか、そして自立支援へ結びつく文章を書かないと何を言いたいのか不明確です。最初の「区民調査によると」の5行が突然出てくることも分かりにくいし、質問が矮小化しています。

p 93 2 国際社会と国内の取組の積極的な理解・連携

「区民調査によると」で始まり、女子差別撤廃条約のデータが突然出てきます。国際的な取組や国際基準が国内の取組となぜ連動しているか、なぜそれがジェンダー平等を加速することになるかを記述し、区民調査は参考に触れる程度でよいと思います。

P94 (3) 国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化

⇒(3) 国・都・大学・企業・民間団体への要望と連携の強化

⇒現計画(2017年度～2021年度) P73 (3) 国・都への要望活動と連携強化、
事業番号126 事業名「国・都への要望」を残してください。

理由:P94 (3) には、真っ先に「法や制度の整備、政策の充実などを国や都要望します。」と記述されています。税制や婚姻状況などによる制度の不備や、コロナ禍における女性の支援など、これらを一番察知できるのは自治体ですから、自治体から国・都への要望は削除しないで残しておいてください。

3. 推進体制について

以下のページの事業については所管を追加すること。また、関係課はその事象が生じたときに関係する課という意味であろうがわかりにくいので、*で説明を加えてはどうでしょうか。

- ・P43 22 参画のために学習機会の充実 ⇒ 区民課等を追加
- ・P45・P50 29 地域における防災活動の推進 ⇒ 区民課や経済課等を追加
- ・P49 男女平等参画の視点に立った災害対応、にはすべて
→子育て支援課・健康推進課を追加
- ・P62 ヤングケアラー支援に向けた連携事業 ⇒ 重点施策に合わせる
- ・P66 育児・介護休業制度の普及・啓発 ⇒ 子育て支援課・高齢福祉課を追加
- ・P92 大学・企業・民間団体との連携強化 ⇒ 区民課・経済課等を追加

以上